

## 第3回研究会における検討事項

### 第1 新株予約権に関する規律の見直しについて

主にスタートアップ企業において柔軟に従業員等に対するストックオプションを発行できるようにすべきといった指摘があるが、このような指摘について、どのように考えるか。

新株予約権の規律の見直しを行うとした場合には、どのような方向で検討をすべきか。

### 第2 株主総会に関する規律の見直しについて

現行会社法においては、株主総会を招集するに当たって、その「場所」を定める必要があるとされており（会社法第298条第1項第1号）、「場所」の定めのないバーチャルオンリー型の株主総会の開催は困難であると考えられているところ、令和3年6月、産業競争力強化法が改正され、一定の要件を満たし、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた上場会社においては、バーチャルオンリー型の株主総会を開催することができる旨の会社法の特例が設けられた。

産業競争力強化法による会社法の特例の運用状況にもよるが、仮に、会社法においてもバーチャルオンリー型の株主総会を開催することができるようにする場合には、検討すべき事項としてどのようなものが考えられるか。例えば、次の事項を検討していくことについて、どのように考えるか。

- 会議体としての株主総会の意義や役割
- バーチャルオンリー型の株主総会をめぐる諸外国の動向
- バーチャルオンリー型の株主総会の開催に関する要件及び効果等の在り方 等

### 第3 その他

そのほかに検討すべき事項としてどのようなものが考えられるか。